

乗務員服務規律

谷和原商事有限会社

(目 的)

第1条 この規律は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第41条の規定に基づくとともに、当社の事業用自動車の運転者に対し、事業用自動車の運行の安全及び旅客の利便を確保するため遵守すべき事項を定め、別に定める就業規則とともにサービス上の規律を確立し、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行することを目的とする。

(関係法規等の遵守)

第2条 運転者は、道路交通法その他関係法令等に基づき遵守すべき事項及び交通ルール等の習熟に努め、安全運転に努めなければならない。

2 運転者は、道路運送法及び関係法令等に基づく遵守すべき事項等の習熟に努め、事業の公共性並びに社会的影響を常に認識して、旅客の利便の確保、並びに輸送の安全及び車両の保全に努めなければならない。

3 運転者は、特に定めのない事項については運行管理者の指示を受けるとともに、運行管理者の業務上の指示命令を遵守しなければならない。

(乗務員の遵守事項)

第3条 運転者、車掌その他の乗務員は運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、当社の運行管理者に報告するとともに、乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- (1) 旅客の運送を継続すること。
- (2) 旅客を出発地まで送還すること。
- (3) 旅客を保護すること。
- (4) 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。
- (5) 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。
- (6) 遺留品を保管すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 運輸規則第52条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する車両内に持ち込むこと。
- (2) 酒気を帯びて乗務すること。
- (3) 旅客の現在する車内で喫煙すること。

- 3 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 運行時刻前に発車すること。
 - (2) 旅客の現在する車両の走行中職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をする事。
- 4 乗務員は、旅客が車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、運送の安全を確保し、及び車内の秩序を維持するように努めなければならない。

(運転者の遵守事項)

第4条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 日常点検

乗務開始前に所定の日常点検票により、車両の点検を行い、整備管理者に点検結果を報告し確認を受けなければならない。また、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないかを確認しなければならない。

2 点呼

乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、運行管理者(補助者を含む)の対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)による点呼を受け、次の事項について報告を行い及び確認を受け、並びに運行の安全に必要な指示を受けなければならない。

(1) 乗務前点呼

- ① 日常点検の実施結果、及び携行品等の点検・確認
- ② 酒気帯びの有無
- ③ 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(2) 乗務後点呼

- ① 酒気帯びの有無
- ② 車両、道路及び運行の状況
- ③ 他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った通告

(3) 行先地点呼

長距離運行等、宿泊地において乗務が終了又は開始する乗務について、乗務員は、到着地又は指示された日時、場所から電話等により運行管理者の行う点呼を受けなければならない。なお、出先点呼を受ける要領は乗務前、乗務後点呼に準ずる。

(4) 乗務途中点呼

- ① 夜間長距離運行の途中、少なくとも一回電話その他の方法による点呼において、

車両、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無。

- (5) 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。
- (6) 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。
- (7) 車両の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。
- (8) 旅客の現在する車両の運行中当該車両の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止すること。
- (9) 坂路において車両から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
- (10) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- (11) 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- (12) 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の車両、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該車両の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。
- (13) 乗務記録（運転日報）に必要な事項を記録し、終業点呼時に提出すること。
- (14) 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
- (15) 貸切りバスの運転者は、乗務中運行指示書を携行しなければならない。

（車掌の遵守事項）

第5条 車掌は、乗務中次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。
- (2) 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- (3) 車両を後退させようとするときは、降車し、路肩又は障害物との間隔及び路面その他の道路の状況を運転者に通告するとともに誘導すること。
- (4) 発車の合図は、旅客の安全及び車両の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を閉じた後に行うこと。
- (5) 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。
- (6) 車掌の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

（乗務員の指導教育及び適性診断）

第6条 乗務員は、会社が計画的に行う指導教育を受けるとともに適性診断を受けなければならない。

(接遇等)

第7条 運転者は、旅客及び公衆に対して言葉づかい及び動作を常に丁寧にしなければならない。

(車両の保全)

第8条 運転者は、車両の内外の美観と清潔の保持に常に努め、整備手入れを入念に行うとともに、車両の取扱いに注意を払って車両保全に努めなければならない。

(自動車の鍵の返還)

第9条 運転者は、乗務を終了したときは乗務中に携行した車両の鍵を返還して退社しなければならない。

(備品の保管等)

第10条 運転者は、車両に備えた備品、機器及び表示等の保管又は保全について最善を尽くさなければならない。

(安全運行・事故防止)

第11条 乗務員は、交通安全関係法令の習熟に努め、法令を遵守して安全運転に徹し、事故及び違法行為を行わないよう努めなければならない。特に次の事項を守ること

- ① 昼間の最長走行距離は、400 k mを超えてはならない。
- ② 夜間の最長走行距離は、350 k mを超えてはならない。
- ③ 上記の①、②を超える走行距離の場合は、指示書に記載した交替運転者に交代すること。

附 則

- 1 本規程は、平成13年4月18日 制定実施
平成30年11月30日 改正実施
令和元年10月1日 改正実施